

平成23年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成23年9月1日
午前9時45分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (1名)

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也

教委総務課長 西川 肇 生涯学習課長 佃田 眞規
上下水道部長 谷口 裕司 上水道課長 清水 孝悦
下水道課長 上田 俊雄

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日 程 7. 議案第23号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例について
- 日 程 8. 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程10. 議案第26号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日 程11. 議案第27号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程12. 議案第28号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程13. 議案第29号 消防ポンプ自動車購入について
- 日 程14. 議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について
- 日 程15. 議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日 程16. 議案第32号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日 程17. 議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日 程18. 議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について

- 日 程 1 9 . 認 定 第 3 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 0 . 認 定 第 4 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 1 . 認 定 第 5 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 老 人 保 健 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 2 . 認 定 第 6 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 大 字 龍 田 財 産 区 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 3 . 認 定 第 7 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 4 . 認 定 第 8 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 5 . 認 定 第 9 号 平 成 2 2 年 度 斑 鳩 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 6 . 同 意 第 1 0 号 斑 鳩 町 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て 同 意 を 求 め る こ と に つ い て
- 日 程 2 7 . 同 意 第 1 1 号 斑 鳩 町 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て 同 意 を 求 め る こ と に つ い て
- 日 程 2 8 . 陳 情 第 5 号 拡 大 生 産 者 責 任 (E P R) 及 び デ ポ ジ ッ ト 制 度 法 制 化 を 求 め る 意 見 書 の 採 択 に つ い て
- 日 程 2 9 . 陳 情 第 3 号 ガ イ ド 活 動 に 伴 う 駐 車 料 金 に 関 す る 陳 情 書 に つ い て

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、吉野議員から、欠席の通告を受けています。

これより、平成23年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成23年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして、各事業を円滑に推進することができ、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例について、など21議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決・ご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、7月27日から8月2日までの間、辰巳、中川両監査委員には、平成22年度の決算審査について克明にご審査をいただき、そのご労苦に対し深く感謝いたしますとともに、講評としていただきましたご意見、指摘事項につきましても真摯に受け止め、今後の行政を推進していくうえで十分その意を反映してまいりたいと考えております。

東日本大震災の被災地・岩手県大槌町への支援につきましては、去る8月20日・21日の両日にわたり、議員の皆様、商工会、町職員互助会が現地を訪問し、仮設住宅入居者に対して軽食の提供を行ったところであります。大槌町におかれましては、8月28日の町長選挙により碓川氏が当選され、今後は新しい町長のもとで復興を目指されるものであり、災害初期の復興支援に寄与できたことから、職員派遣は8月末をもって終了といたしました。

今後におきましては、どのような形で支援を継続していくのか、その支援内容についても検討してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、女性の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的に、女性消防操法大会が10月19日に横浜市で開催されますが、本年度は生駒南支部が当大会へ参加することとなっており、生駒郡4町の女性職員等が本番に向けて日々訓練を重ねているところであります。8月30日には、われわれ生駒郡4町の町長、

議長がそろって激励にお伺いし、はつらつとした訓練の様子を目の当たりにして、大変心強く感じたところでございます。本番まであと40日ほどありますが、9月11日に開催される生駒郡総合防災訓練においても、その訓練の成果を披露されますので、議員皆様方におかれましては、出場選手への応援をよろしくお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君）ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、13番 里川議員、14番 木澤議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から9月26日までの26日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成23年第3回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての、審査結果の報告を求めます。 6番、紀委員長。

○建設水道常任委員長（紀 良治君） それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。閉会中の建設水道常任委員会は、さる8月16日出席委員5名のもと開催されました。その概要について報告いたします。

はじめに、継続審査案件であります（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについて議題とし、理事者より、平成23年度の下水道工事の進捗状況と接続申請状況について説明がありました。この内容は、平成22年度から2ヶ年継続事業である稲葉汚水幹線工事は順調に進んでおり、平成24年3月15日の工期内の完成に向けて進めていること。面整備工事では、稲葉車瀬1・2丁目地内、龍田3丁目地内、龍

田西6丁目地内、神南4丁目地内の進捗状況について説明があり、また、接続申請状況では、平成23年8月1日現在での申請受付総数は2,384件、利用世帯数は2,625世帯となっているとの説明がありました。これに対して委員より、推進工法と開削工法の設計段階で単価的違い、設計変更の場合について質疑があり、一定の答弁がされました。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者より、いかるがパークウェイの進捗状況については、今後の予定について稲葉車瀬区間の部分供用について、平成25年度末を目指すこと。また、一層の事業促進と予算確保について要望活動を行っていること。また、三室交差点計画については、6月20日に警察との協議が実施されたこと。法隆寺線整備事業では、引き続き地権者との交渉を行っていることの報告がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がありました。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より、駅北口から南北の町道312号線の整備については、東側の用地取得に努力している。また、西側の関係権利者と意見交換を行ったこと。また、駅南口の新家地区の農地、約2.4haが5月10日に市街化区域に編入が認められたこと。地権者に対する説明会を開催したこと、また、(仮称)法隆寺駅前線と駅前広場について、計画の概要について駅前南口の市街地部分の関係者の理解を得られない状況で現在はその計画について見直し、修正作業を進めているとの報告がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がなされました。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に(2)陳情第3号、ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書について議題とし、観光ボランティアの会より8月4日にいただいた回答書を踏まえて、各委員の意見を求めたところ、委員より前回の委員会での陳情書の取り扱いについての意見があり、議長より回答がされました。その後、町長もボランティアの方たちも法隆寺を大事にしようと、斑鳩を盛り上げようという気持ちには変わりはないが、減免規定を設けて見直すことにはならない。町営駐車場とiセンターの駐車場を分けて利用できないか、町に対して規定の改善を求めていくべきだ、観光協会の会費から払ったらどうか等の意見がありました。賛否両論のため、討論となり、採択することに反対の意見として、観光ボランティアの皆さんの思い、貢献度については十分理解するが、斑鳩町観光自動車駐車場の性格上、企業経営の観点からも無料で継続することには困難がある、また、役場東駐車場を無料開放するとの町の回答もされてい

る。減免措置を見直しするに至った経緯からも、無料にするという特別な処置を講じることは、今後もいろいろ意見が出てくるのではないかと、観光ボランティアの会、また、町長が会長をしている観光協会でも検討をしていただきたい、との意見が述べられました。一方、採択することに賛成の意見として、本来、利用者をどのように増やしていくのか検討すべきことであり、ルールを守らない人がいるからといって、一律に100円をとらないでいいのか疑問である。ボランティア協会は斑鳩町の観光に貢献しており、活動を活発化させるためのバックアップをすることが必要である。バックアップの方法はいろいろあるが、陳情の意見を採択し、理事者側に改善を求めていくべきであるとの意見が述べられました。

本陳情書について、採決を行った結果、採択することについて賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項について議題とし、はじめに、(1) 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者より説明があり、歳入では第14款 国庫支出金では、土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金50万円、第15款 県支出金では、土木費県補助金で、既存木造住宅耐震改修支援事業費補助金25万円の追加補正をする。歳出では、第6款 商工費では、まちあるき観光拠点づくり事業の委託料100万円の増額補正を、第7款 土木費、都市計画総務費で既存木造住宅耐震改修支援事業補助金100万円の増額補正、土木費、住宅管理費では公営住宅の維持管理として工事請負費180万円の増額補正をするとの説明がありました。これに対して委員より耐震改修・耐震診断について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、(2) 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、理事者より説明があり、東日本大震災支援対策として応援物資の支援に要した経費を、一般会計から受け入れによる繰入金71万6千円の追加補正を、収益的支出では、応急給水物資購入費で71万6千円の増加補正をするとの説明がありました。これに対して委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、(3) 斑鳩町町営住宅入居者募集について、理事者より今回の募集は、長田団地B棟302号室、追手団地104号室の2戸となっていると説明がありました。これに対して、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、(4) 観月祭の開催について、理事者より今年度も、9月22日の木曜日に開催するとの報告がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がなされました。その他の報告では、なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴について報告がありました。

続いて、3. その他についてお聞きしたところ、委員より下水道の接続率の推進について、都市計画道路法隆寺線について質疑があり、一定の答弁がなされました。

以上が閉会中の建設水道常任委員会の審議の概要です。詳細につきましては会議録をご覧ください。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは厚生常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

去る8月17日全委員出席のもと、厚生常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件、及び委員会所管に関する事業について報告を受け、審査質疑を行いましたので、その概要について報告します。

まず、継続審査案件である、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて理事者より3点説明がありました。まず、ごみ積み替え施設の建設について、株式会社日産技術コンサルタント奈良営業所が6月15日に税込み955万5千円で落札しました。委託業務は、積み替え施設建設全体計画作成、仮施設設計、発注仕様書等作成、測量・地質調査業務などで、平成23年6月16日から平成25年3月31日までの契約を締結しました。現在、最終処分場の測量調査まで終了し、施設の建設場所の選定を行っており、9月上旬に本施設の場所を確定させ、仮施設の設計にとりかかり、11月中に建設工事に着手する予定である。次に、可燃ごみの処理を行う委託業者の決定時期であります。一般廃棄物を発生した市町村以外で処分する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、処分する施設が所在する市町村に、処分する廃棄物の種類や、その量、処分方法を通知しなければならないと定められており、この通知方法につきましては、受け入れる市町村側の規定によりまちまちであります。事前に搬出する市町村が処分する施設が所在する市町村に説明を行い、受け入れる側の市町村の承諾を得た上で通知するのが一般的な手順となっている。よって施設が所在する市長らと協定書を取り交わすまで事前協議は協議内容も複雑でかつ、地元自治会等との協議も必要となることが多く、4ヶ月から6ヶ月くらいの協議期間が必要となることから、処理業者につきましては、事前協議の期間も勘案して、10月頃には決定しておきたく、現在入札の実施に向け、仕様書等の作成を行っております。最後に衛生処理施設廃止に伴う周辺自治会への告知状況であります。幸前、高安、高安西団地、高安睦

各自治会のうち、高安、幸前、高安西団地は住民説明会を開催し、経緯、今後の衛生処理場での業務内容を説明しました。高安睦自治会は自治会長と町長が面談され、説明されていますが、要請がありましたら住民説明会を行う予定にしております。委託処理により、廃棄物対策はこれまでのように「発生したごみを処理する」といった考え方から「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」といったゼロ・ウェイストに重点をおいた考え方への転換が不可欠であると考えており、7月より西地区方面から、自治会別環境問題学習会（環境井戸端会議）を順次開催しており、11月にもイベントを開催する計画であると説明を受けました。以上が継続審査案件に関する概要であります。委員よりは別段質疑等はありませんでした。

次に、9月定例会の付議予定議案について説明を受けました。斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例について、調査委員会は王寺周辺広域7ヶ町に設置されていたが、より合理的に調査を行うため各町で調査会を設置することになり、平成23年3月31日をもって廃止されました。本町において、予防接種健康被害調査委員会を設置する条例を制定するものであると説明されました。委員より4月1日施行ならば空白期間があるが、問題はなかったのか、委員会の構成メンバーについての質問がされました。理事者より一定の答弁がされました。

次に、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会の設置に伴い、委員の報酬を定めるもので、医学的な見地から調査を行うという専門的知識を有するということが必要であることから、委員の日当を8,000円とすると報告・説明がされました。

次に斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、災害弔慰金の支給対象となる遺族範囲に、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれもが存在しない場合において、兄弟姉妹を加えること、ただしこの兄弟姉妹については死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限るものとするものであるという説明がされました。委員より内縁関係の生計を同一とする内縁関係について質問がありましたが、理事者より一定の答弁がされております。

次に、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、4月2日生まれの児童に対する保育所保育料の年齢区分の取り扱いについて、学校教育法に基づく年齢区分と同様とするというものです。年齢区分の決定を昨年の中日の前日の年齢に変更することとなり、平成24年4月1日より施行すると説明されました。

以上が9月定例会に付議が予定されている事案の概要であります。

次に各課報告事項について、地域包括支援センターの運営状況について地域におけるネットワークの構築、実態把握、総合相談、権利擁護、日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言、包括的・継続的ケア体制の構築、介護予防事業に関するケアマネジメント、新予防に関するケアマネジメント、各項目ごとに、延べ件数を含め説明報告されました。委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、高齢者インフルエンザ予防接種について、昨年まで5千円でありました接種料金が今年から4千円になるという報告されました。委員より一定の質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、平成23年度一般会計補正予算（第2号）について、寄付金を福祉基金に積み立てるものであるとの説明報告がありました。

次に、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、平成23年度の前期高齢者の交付金の確定とこれに伴う国庫・県支出金の補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定、前年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分の返還にかかる補正の説明報告をされました。

次に、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、平成23年度の介護保険事業特別会計の執行額確定に伴う繰越金及び国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金等の精算に関するものでありますとの説明報告をされました。

次に、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、平成22年度会計における繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険料の払い戻しに要する補正でありますとの説明・報告がありました。

次に、平成23年9月17日（土）9時30分から、いかるがホールで敬老会を開催しますとの報告がありました。

次に、介護保険料特別徴収の8月支払い年金からの仮徴収について、一部誤った金額を徴収したため、被保険者と金額のデータ等を確認し、ご本人にお知らせすべく作業を行っており、保険料の還付手続きを速やかに終わらせるよう努めてまいります、との説明報告がありました。委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

その他として、委員から地デジ化に伴う不法投棄について質疑があり、理事者より件数と処理方法について答弁されました。次に、委員より生ごみ収集のモデル世帯について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上閉会中における厚生常任委員会の審査内容について概要報告であります。詳細につきましては会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） 8月18日全委員出席のもと総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管にかかる事案について報告説明を受け、必要な審査質疑を行いましたので、その概要について報告します。

まず、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。始めに理事者より斑鳩文化財センターの運営について説明がなされ、夏季企画展として「古文書から見える江戸時代の法隆寺村 安田家文書展」を8月4日から9月6日まで開催しており、この展示会への理解を深めていただくことを目的として、今回の展示会を監修してもらった天理大学の谷山教授による歴史講座を8月7日に開催したと報告を受けました。続いて、史跡中宮寺跡の整備について報告を受け、史跡中宮寺跡整備検討委員会を8月30日に開催し、平成22年度の調査結果を委員の方々に報告し、今年の事業計画や意見を聞き、今後の整備に向けての検討を進めていくと説明がされました。また、史跡整備以後、春と秋に開催している史跡藤ノ木古墳特別公開については、秋季の石室特別公開を11月5日と6日に開催する予定であると報告されました。委員より史跡中宮寺跡整備検討委員会の開催とともに地元の住民の声をどのように反映していくのかとの質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。以上が継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、9月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわるものとして、4議案について説明を受けました。

まず、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会の設置に伴い、委員の報酬を定めるもので、医学的な見地から調査を行うという専門的知識を有することが必要であることから、委員の日当を8,000円とすると説明されました。

次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に施行されたことから、本条例において所要の改正を行うもので、その改正内容については大きく2つあり、1点目として寄付金税額控除の適用下限額の引き下げで、個人町民税にお

いて所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後の寄付金については寄付金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に改正するもので、次に2点目として、本年12月末で廃止予定であった上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率を2年延長するものと説明されました。委員より2点目の軽減税率の延長により、町の減収額についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。次に、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法条文の項の繰上げ・繰下げが行われたことから、本条例に引用している条文の整理を行うとの説明を受けました。

次に、消防ポンプ自動車購入について、第3分団の消防ポンプ車が、本年で17年が経過することから、火災等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことがないよう万全を期するため、当消防ポンプ車を更新することとし、12月初旬までに納車し、年末警戒、出初式に間に合わせるため、7月29日に入札を行い、落札者は株式会社モリタ大阪支店、支店長、平田隆吉で、落札金額は、税込み1,407万円と説明されました。

以上が9月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。はじめに、岩手県大槌町への災害支援について説明がされました。6月の総務委員会で報告された後の追加支援を中心に報告があり、まず、町職員派遣については、当初は5月末までを予定していたが、大槌町の状況を考慮する中、8月末まで延長することにした。職員派遣については、被災地での支援活動を通して、被災地の現状及び復興状況を直接経験することにより、今後の当町における防災・災害に関する事務などに活かしていくとのことで、次に救援物資の提供については、4月19日に第1陣、5月1日に第2陣、として諸物品及び支援金を現地に搬送しているが第3陣として8月20日に搬送を予定している。次に、支援金の給付については、8月15日現在の義捐金受付金額は430万4,677円で、その内、現在245万円を大槌町に寄贈しており、8月20日には100万円を寄贈予定している。次に、小中学生向けの図書の寄贈については、役場受付分で2,779冊、学校受付分で712冊、計3,491冊を大槌町と図書館及び小・中学校へ寄贈する予定であると報告がありました。委員より、大槌町の行政の状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

続きまして、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正では、歳入歳出それぞれ5億1,578万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億8,663万8千円とするものであるとの報告がありました。委員から一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、子ども模擬議会の結果についてであります。去る8月10日に小学6年生及び中学

1年生の計17名の児童・生徒が一日議員となり、「未来の斑鳩町」というテーマで意見や希望を發表したと報告されました。

次に、第6回生駒郡総合防災訓練を9月11日午前9時半から12時まで、実施場所は、安堵中央公園多目的広場で実施すること、また、第20回全国女性消防操法大会が10月19日に開催され、本年度は生駒郡4町の女性職員等が出場し、斑鳩町からは2名の役場女性職員が出場し、9月11日の生駒郡総合防災訓練においても、日ごろの練習の成果を披露する予定と報告されました。

次に、町民プールの利用状況についての報告があり、委員から熱中症対策について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

その他として、委員から、地域交流館計画の趣旨について、各自治会に設置してある消防の格納庫内の消防機具が盗難があった場合の町の対応について等の質疑がなされ、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要であります。なお、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。13番、里川委員長。

○予算決算常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る8月23日（火）委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。

まず（1）として、継続審査案件について、これは予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたしまして、9月定例会に提出を予定されている一般会計及び各特別会計にかかる補正予算についてあらかじめ説明を受けることにしました。

その①として、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、理事者から報告を受けました。普通交付税・特別会計などの増額や、当初の見込みを下回るもの、上回るもの、不採択となった交付金や、また交付金の対象となったものなどにより補正が必要となったものについての説明を受けました。委員より新たに計上されたまちなか観光の推進での対象となる地域や考え方について、また住宅管理費で計上されている退去者がある町営住宅の解体、そして今後の見通しなども質疑があり、理事者から一定の答弁がされています。

二つ目として、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につい

て、主に、前期高齢者交付金、前年度交付金の超過分の返還であったり、現年度の前期高齢者交付金での増額が大きな金額となっていることなどから、繰上充用金の減額をすることができるなどの説明がありました。後期高齢者支援金拠出金の確定により、大幅な増額となったことについては、被保険者から、もともと徴収した金額と拠出する金額に1,500万円ぐらいの違いがあったうえに、さらに増額となったことについてなどの質疑が行われております。

三つ目といたしましては、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、前年度の精算などにより増額となり、介護保険給付費準備基金への繰り入れを減額するとともに、繰越となる余剰金は、基金へ積み立てという形にするというものです。現在の状況では、23年度が終わる時に基金はいくらぐらいになっていると考えればよいかなどの質疑があり、これについても一定の答弁がされました。

四つ目は、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、前年度の繰越金が増額となったことの説明がされましたが、これにつきましては特段の質疑はありませんでした。

五つめとして、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、東日本大震災で、県の要請に応じて、給水袋を2千枚を提供した分の特別交付税がおりてきたもので、不足となった2千枚を今後購入するという説明がされましたが、これについても特段の質疑はありませんでした。

大きな二つ目といたしまして、その他について、委員に質疑・意見を求めたところ、財政を考へての電気料金を抑制する方向について、民間の電気小売業者などの今後の考え方について、また東日本大震災の支援について、それぞれの市町村が支援をしている状況を県で集約されている状況についてなどの質疑があり、これにつきましても一定の答弁がされたところです。

以上が閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては会議録に整理をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7. 議案第23号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例について、日程8. 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程9. 議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程10. 議案第26号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について、

日程 1 1. 議案第 2 7 号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 1 2. 議案第 2 8 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程 1 3. 議案第 2 9 号 消防ポンプ自動車購入について、日程 1 4. 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について、日程 1 5. 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 1 6. 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程 1 7. 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、日程 1 8. 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程 1 9. 認定第 3 号 平成 2 2 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 0. 認定第 4 号 平成 2 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 1. 認定第 5 号 平成 2 2 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 2. 認定第 6 号 平成 2 2 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 3. 認定第 7 号 平成 2 2 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 4. 認定第 8 号 平成 2 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 5. 認定第 9 号 平成 2 2 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 2 6. 同意第 1 0 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、日程 2 7. 同意第 1 1 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程 2 8. 陳情第 5 号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について、以上、2 2 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 2 1 議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等をご説明いたしまして、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、「東日本大震災被災地・岩手県大槌町への支援」についてであります。甚大な被害をもたらした東日本大震災が発生してから、早や半年近くになろうとしており、被災地では、仮設住宅への入居やライフラインの復旧等、日常生活が送れるよう復興が進んでおりますが、慣れない仮設住宅での生活や新たな人間関係の構築などが原因で、仮設住宅で孤立する人や、職に就けずに生活の立て直しができない人など、新たな課題も生まれ

てきております。このようななか、被災地では、普段の何気ない隣り近所の付き合いや、地域での結びつきとなっていた祭りやイベント等の必要性が見直されており、改めてコミュニティの大切さを感じているところであります。岩手県大槌町には、8月20日に、住民皆様から寄せられました文学集や絵本など小・中学生向けの図書3,491冊を寄贈するとともに、復興の一助となるよう、お寄せいただきました支援金100万円も併せて寄贈いたしました。また、職員派遣につきましては、仮設住宅への入居が進み、避難所も全て閉鎖され、行政機能も回復しつつあるなか、去る8月28日には、町長及び町議会議員選挙が執行され、大槌町の将来を担う新体制も整い、当初の目的である災害初期の行政機能の回復支援に寄与できたことから、8月末日をもって終了といたしました。

なお、被災地への復興支援につきましては、今後も、できる限り続けてまいります。

次に、「ごみ減量化及び資源化の推進」についてであります。平成24年4月からの可燃ごみ焼却処理の業務委託によりまして、来年度以降、本町が直接処理するごみ・資源物はなくなることから、その排出量の増減が、そのまま処理費用に反映されることとなります。このことから、今後もより一層、住民の皆様にごみ減量化及び分別へのご協力をお願いしていく必要があります。本年度は、町の西側の地域を中心に環境問題学習会を開催し、生ごみ分別収集モデル世帯の拡充等に努めているところであります。また、11月には「ゼロ・ウェイストフェスティバル」を開催する予定をしており、住民の皆様のご意見をいただきながら、ごみ減量化・資源化を進めてまいります。

次に、「いかるがパークウェイの整備促進」についてであります。まず、白山神社付近の道路改良工事は、関係機関との協議等の手続きが進められてきたところでありますが、請負業者が決まり次第、地元説明会等を行い、秋には現地工事に着手されると聞いております。本町といたしましては、工事が進められる稲葉車瀬区間や、部分完成している岩瀬橋の1日も早い完成と供用開始をお願いしてきたところであり、奈良国道事務所では、稲葉車瀬区間の部分供用について、平成25年度末を供用開始目途とされていることを確認しております。また、本年6月及び7月に、整備促進に必要な財源を確保いただくよう奈良県選出の国会議員をはじめ、奈良県土木部長や事業主体の国土交通省近畿整備局あるいは同省道路局の直轄事業担当部署へ予算確保の要望活動を行ったところであります。

次に、「国道25号竜田大橋付近の歩道整備」についてであります。現在、国におきまして、可能なところから用地交渉が行えるよう、関係権利者に対して準備手続き等が進められており、今後、手続きが完了したところから、順次、用地交渉が進められていくこととなります。

次に、「学校教育施設の耐震補強工事」についてであります。6月16日に入札を行いました、斑鳩小学校2棟（本館西棟・資料館）、斑鳩西小学校2棟（北館東棟・北館西棟）、及び斑鳩中学校1棟（北館東棟）の学校校舎耐震補強工事を夏休み期間中に施工いたしましたことにより、学校校舎の耐震化率は、本年4月時点の58.6%から17.3ポイント上昇し75.9%となりました。今後も、国の補助制度を活用しながら耐震補強工事を進め、児童や生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第23号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についてであります。予防接種による健康被害調査につきましては、これまで王寺周辺広域圏7町において共同で予防接種事故調査会を設置しておりましたが、より合理的に調査を行うため、各町で調査会を設置することとなり、本町において斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。新たに斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置することに伴い、この委員会の委員に支払う報酬及び費用弁償の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が本年6月30日に施行されたことから、所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしまして、個人町民税の所得割の納税義務者が、平成23年1月1日以後に支出する寄附金について、個人町民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げるものであります。

また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例の適用期間、及び非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置に係る所得計算の特例の施行日を2年延長するものであります。

次に、議案第26号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が本年6月30日に施行されたことから、地方税法の改正による固定資産税等の課税標準等の見直しに係る条文整理等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の災害弔慰金の支給について、配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもがいない場合において、同居している兄弟姉妹も支給対象とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。保育所運営費国庫負担金に関する規定の改正に伴い、平成24年4月1日から、4月2日生まれの児童に対する保育所保育料の年齢区分の取扱いについて、学校教育法に基づく年齢区分と同様とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号 消防ポンプ自動車購入についてであります。本議案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、物品の購入について、予定価格が700万円を超えることから、当議会におきまして、購入についての議決後、本契約を締結しようとするものであります。その内容といたしましては、消防力の充実を図るため、消防車両整備計画に基づき、第3分団の消防ポンプ自動車を更新することとし、機種選定等を分団とも協議するなかで、本年12月の納車を目途に、購入しようとするものであります。なお、去る7月29日に指名競争入札を行い、その結果、仮契約を行ったものであります。契約の相手方は、株式会社モリタ大阪支店 支店長 平田隆吉、契約金額は1,407万円であります。

次に、議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,578万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億8,663万8千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正では、第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金で、平成23年度の交付額の決定により、490万3千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第10款 地方交付税、第1項 地方交付税では、平成23年度の普通交付税交付額の決定及び奈良県を通して行った東日本大震災応急物資の支援に係る特別交付税の受入れにより、1億4,908万7千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、幼稚園の在園者数が当初見込みを下回ったこと等から、206万8千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、土木費国庫補助金で、既存木造住宅耐震改修支援事業の実施見込件数が当初見込みを上回ることから、50万円の増額補正を、教育費国庫補助金では、各幼稚園保育室・遊戯室エアコン整備事業に係る国庫補助金がこのたびの東日本大震災の影響で採択されなかったこと等から、826万7千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第15款 県支出金、第2項 県補助金では、土木費県補助金で、土木費国庫補助金と同様の理由により25万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、「福

祉基金」及び生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、合わせて32万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第19款 繰越金、第1項 繰越金では、平成22年度会計の余剰金の確定により4億7,636万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第21款 町債、第1項 町債では、(仮称)地域交流館建設事業債で、(仮称)地域交流館の建設について、その用地費も含めて、平成24年度から国のまちづくり交付金の活用が見込めることから、当初予算で計上した建設用地の取得については土地開発基金で取得し、平成24年度で買い戻すための措置を行いたいため、4,240万円の減額補正をお願いするものであります。

また、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債について、決算剰余金をもって財源が確保できることから、後年度の財政負担の軽減を図るために、土地改良事業債で2,340万円、学校教育施設等整備事業債で1,260万円、中央公民館リニューアル事業債で2,560万円の減額補正をお願いするものであります。臨時財政対策債では、本年度の発行額が確定したことから、850万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、歳入で申しあげましたように、(仮称)地域交流館建設用地について、国のまちづくり交付金の活用が見込まれ、土地開発基金で取得するため、4,000万円の減額補正をお願いするものであります。第3目 財政管理費では、生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、その設置費用10万円の増額補正をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、(仮称)地域交流館建設事業の用地確保など、今後の土地開発基金の活用を図るため、国庫補助金等での買い戻しが期待できない代替用地について、決算剰余金を活用し、順次買い戻してまいりたいことから、その所要額1億4,193万9千円の増額補正をお願いするものであります。第12目 東日本大震災支援対策費では、応急物資の支援に係る特別交付税の受入れのうち、水道事業会計で実施した受入れ分について繰り出すため、71万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、福祉基金にいただいた寄附金22万円の基金積立てをお願いするものであります。第4目 老人憩の家運営費では、施設利用者の安全を確保するため、浴室及び廊下に手すりを設置することから、108万7千円の増額補正をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、平成22年度福祉医療費助成事業の県補助金の確定に伴い超過交付分の返還が必要なことから、91万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第5目 歴史街道ネットワーク事

業費で、従来の法隆寺中心の拠点通過型観光から、地域資源を生かした散策・回遊型のまちなか観光への誘導を図るため、集客拠点としての活用可能な土地・建物の調査やマスタープランの策定等を行うことから、100万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、既存木造住宅耐震改修支援事業において、当初見込みを上回る要望があることから、100万円の増額補正をお願いするものであります。また、第5項 住宅費では、第1目 住宅管理費で、町営興留東団地において、退去者が出たことにより住宅の解体を行うことから、180万円の増額補正を行うものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第5目 災害対策費で、奈良県を通して実施した東日本大震災応急物資の支援や大槌町への支援により町災害備蓄品に不足が生じていることから、その補充を行うため、災害備蓄品購入費520万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第3目 私立学校振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額が改正されたことに伴い、補助単価を見直したことから、47万5千円の増額補正をお願いするものであります。また、第6項 保健体育費では、第2目 町民体育大会費で、東日本大震災により開催を見合わせたことから、132万3千円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じた財源4億265万7千円を留保することといたしております。

次に、議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,786万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ33億8,726万8千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で、社会保険診療報酬支払基金からの交付を受ける本年度の前期高齢者交付金概算交付額の確定、並びに本年度に納付すべき後期高齢者支援金及び介護納付金の確定により、療養給付費等負担金5,105万4千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、国庫負担金と同様の事由により、財政調整交付金1,381万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 療養給付費等交付金では、第1項 療養給付費等交付金で、前年度の交付不足分の追加交付として570万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 前期高齢者交付金では、本年度の概算交付額の確定に伴い、1億5,229万5千円の増

額補正をお願いするものであります。次に、第5款 県支出金では、国庫支出金と同様の事由により、財政調整交付金1,074万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸収入では、歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額及び本予算補正から生じた財源を、歳入欠かん補てん収入で調整することとしたもので、合わせて5,452万5千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第3款 後期高齢者支援金等、及び第6款 介護納付金では、それぞれ本年度の拠出額の確定に伴い、後期高齢者支援金で1,334万4千円の増額補正を、介護納付金で1,315万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸支出金では、第1項 償還金及び還付加算金で療養給付費等負担金、特定健康診査負担金、出産育児一時金負担金の実績確定に伴う超過交付分等の返還及び財政調整交付金の過大交付に伴う返還が生じたことから、2,971万円の増額補正をお願いするものであります。最後に、第12款 前年度繰上充用金では、執行額の確定に伴い、203万6千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第32号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,319万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,579万4千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金において、平成22年度の交付不足分の追加交付として介護給付費負担金、157万7千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金では、介護給付費交付金で、国庫支出金と同様の理由により、111万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第5款 県支出金、第1項 県負担金、介護給付費負担金におきましても、国庫支出金と同様の理由により、111万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金、第2項 基金繰入金では、当初予算におきまして、第1号被保険者保険料還付金の財源として100万円を計上しておりましたが、平成22年度決算の確定により、平成23年度への繰越金に、当該還付金が含まれていることから、100万円の減額補正をお願いするものであります。第9款 繰越金、第1項 繰越金では、平成22年度の当特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回ったことから、1,039万2千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金におきまして、第1号被保険者保険料還付金について、平成22年度の執行額の確定に伴うもの及び過年度分に還付すべき額があることから432万円を、また平成22年度の地域支援事業に係る国、県及び支払基金の交付金が超過交付となったことから、その償還金として548万5千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、この度の予算の補正において、歳入額が歳出の諸支出金の額を上回るため、その差額338万9千円を基金に積み立てるよう、第3款 基金積立金の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,584万1千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第5款 繰越金で、平成22年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等を繰越すもので、24万1千円の増額補正をお願いするものであります。次に、歳出予算の補正では、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、繰越しする保険料17万7千円に対して、前年度で納付した保険料に23万2千円の超過納付があったことから、差し引き5万5千円の減額補正をお願いするものであります。

また、第3款 諸支出金では、繰越しする広域連合からの還付金を被保険者に償還するため、29万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第3目 その他の営業収益では、東日本大震災支援対策として応急物資の支援に要した経費に対して、一般会計からの受け入れによる繰入金71万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に収益的支出、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 配水及び給水費では、奈良県を通して実施した東日本大震災応急物資の支援により応急給水物資の備蓄に不足が生じていることから、その補充を行うため、応急給水物資購入費71万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、認定第3号から認定第9号までの7議案につきましては、平成22年度斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

辰巳、中川両監査委員には、暑さ厳しいなか7月27日から8月2日までの5日間にわた

り厳正な審査を賜り、誠にありがとうございました。

まず、認定第3号 平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算の執行につきましては、少子・高齢社会の進展や厳しい経済状況を反映し、町財政の基盤となる町税収入が引き続き減収となる厳しい状況のなか、町税の滞納整理の強化や国の経済危機対策臨時交付金等の活用など、最大限にその財源の確保を図るとともに、歳出につきましては、効果的・効率的な執行に努めた結果、平成22年度一般会計歳入歳出決算は歳入決算額が84億7,842万5千円、歳出決算額が78億265万2千円となり、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は6億7,577万3千円となりました。

この形式収支から、諸般の事情により、翌年度へ繰越した事業に係る繰越明許費繰越額4,941万1千円を差し引いた実質収支額は、6億2,636万2千円の黒字となっております。

はじめに、歳入決算の状況についてであります。平成22年度の歳入決算額は84億7,842万5千円で、前年度と比較して、4,389万2千円、0.5%の増となっております。その主な内訳は、町税が28億9,194万3千円で構成比34.1%、地方交付税が20億7,036万6千円で構成比24.4%、国庫支出金が8億6,028万円で構成比10.1%、町債が7億620万円で構成比8.3%、繰越金が6億99,981万2千円で構成比8.3%、県支出金が4億361万6千円で構成比4.8%等となっております。

また、主な歳入につきまして、前年度と比較しますと、町税では、軽自動車税が73万円とわずかに増収となったものの、町民税が1億1,913万8千円、たばこ税が1,018万6千円と大きく減収したことから、対前年度比1億2,886万9千円、4.3%の減となっております。

まず、地方交付税につきましては、地方財政対策が講じられたことにより、国全体の地方交付税総額が6.8%増となるなか、本町においては、町税収入の減収に伴う基準財政収入額の減などにより、対前年度比2億602万9千円、11.1%の増となっております。

次に、国庫支出金につきましては、子ども手当交付金、きめ細かな臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが増額となったものの、定額給付金給付事業費補助金、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金などが減額となったことから、対前年度比2億7,720万9千円、24.4%の減となっております。

次に、町債につきましては、学童保育室建設事業債、土地改良事業債、まちづくり事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、減収補てん債が減額となったものの、学校教育施設等整備事業債、

地方一般財源の不足等に対処するため「地方財政法」第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債が増額となったことから、対前年度比850万円、1.2%の増となっております。次に、県支出金につきましては、児童厚生施設等整備事業費補助金、地球環境保全対策費等補助金、衆議院議員選挙費委託金などが減額となったものの、子ども手当交付金、自立支援給付費負担金、参議院議員選挙費委託金などが増額となったことから、対前年度比642万3千円、1.6%の増となっております。

続きまして、歳出決算の状況についてであります。平成22年度の歳出決算額は78億265万2千円で、前年度と比較して、6,793万1千円、0.9%の増となっております。

その主な内訳は、民生費が23億574万3千円で構成比29.6%、総務費が13億6,152万6千円で構成比17.4%、公債費が9億8,811万5千円で構成比12.7%、教育費が9億1,640万5千円で構成比11.7%、衛生費が8億5,544万1千円で構成比11.0%等となっております。

また、主な歳出につきまして、前年度と比較しますと、決算額が大きく増加したものは、民生費が子ども手当支給事業費などの増額により、対前年度比3億3,480万1千円、17.0%の増、公債費が平成17年度借入れの「斑鳩町いきいきの里債」の一括償還や平成19年度借入れの「生き生きプラザ斑鳩建設事業債」の元金償還がはじまったことにより、対前年度比1億996万3千円、12.5%の増となっております。

一方、大きく減少したものは、教育費が学校ICT環境整備事業費、斑鳩文化財センター整備事業費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した各種事業費などの減少により、対前年度比2億9,054万3千円、24.1%の減、農林水産業費が土地改良事業費などの減少により、対前年度比4,335万3千円、34.7%の減、衛生費が新型インフルエンザ対応費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した各種事業費などの減少により、対前年度比3,891万円、4.4%の減となっております。

続きまして、平成22年度の施政方針のもと、取り組みました施策につきまして、第3次総合計画の基本施策の柱に沿って、その主な取り組み内容を述べさせていただきます。

第1の柱「ともに生き心ふれあうまちづくり」であります。

はじめに、「コミュニティづくり」では、少子高齢化の急速な進展を背景に、子どもへの虐待や独居老人の孤独死などが社会問題となっており、地域での子育て支援、高齢者の見守り、災害時要援護者への支援など、互いに助け合い支え合うコミュニティを再構築する必要

があります。コミュニティ活動は、安全と安心のまちづくりに欠かせない重要な役割を担っていることから、自治会組織をはじめ、子ども会や老人クラブなど、住民団体の自主的な活動を支援し、住民のコミュニティに対する意識の向上やコミュニティの活性化に努めました。

次に、「人権・平和」では、個々の人権を尊重する社会づくりに向け、街頭啓発をはじめ、「差別をなくす町民集会」や「人権セミナー」の開催などを通して、意識啓発に努めるとともに、人権意識が高く、思いやりのある児童・生徒を育成するため、学校教育において人権教育を進めてまいりました。また、人類共通の財産である世界文化遺産のあるまちとして、真の平和の実現に向け、あらゆる機会を通して平和の尊さを訴えました。次に、「男女共同参画社会の推進」では、男女がともにその個性や能力を十分に生かしながら、社会のあらゆる分野に参画できる社会をめざし、引き続き町広報紙において男女共同参画意識の醸成を図るための啓発記事を連載するとともに、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間には、男女共同参画社会の推進や女性に対する暴力の撤廃に向けた啓発を行いました。また、女性が抱えるさまざまな悩みや問題に対して、相談者自らが問題解決できる糸口を見つけられるように、引き続き「相談窓口」を設置してまいりました。

次に、「情報化社会への対応」では、住民や企業等が時間や場所の制約を受けず、インターネット等を活用してオンラインで申請・届出等行政手続きを安全に行うことができるシステムの開発を行うため、奈良県及び県内市町村で組織する「奈良県電子自治体推進協議会」に参加し、「汎用受付システム」の共同開発・運営を引き続き進めました。また、職員採用試験についてインターネットを通じて申込みができる電子申請サービスを開始いたしました。

第2の柱は、「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」であります。

はじめに、「生涯福祉の充実」では、「高齢者福祉」として、高齢者が地域社会のなかで安心して暮らすことができるよう、民生委員や社会福祉協議会、小地域福祉会と連携を図ってまいりました。介護が必要となった場合に、すみやかに介護保険のサービスが受けられるよう、高齢者やその家族の相談等に応じ、また事業者との調整を図るなど、地域ケア体制の充実に努めたほか、介護保険制度によらないサービスも提供することで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の日常生活を支援したところでもあります。また、高齢者の生きがいくくりや外出の支援に資するため、老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者優待券の交付を行ったところでもあります。

次に、「障害者福祉」として、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの提供や障がい者の社会参加の推進などに努めました。障がいを持つ人にとって、日常生活や社会生活を送る

うえでの制限を少しでも減らすことができるよう、介護給付・訓練等給付費や更生医療費などを支給するほか、相談支援、コミュニケーション支援など生活支援事業の充実に努めるなど、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援を行いました。なお、障害者自立支援法は、改正を重ねながら現在に至っており、まずは、現行制度での円滑なサービスの提供に資するものでありますが、国が現在審議を進めている（仮称）障害者総合福祉法の制定につきましても、その情報等に留意してまいりたいと考えております。

次に、「児童福祉」として、次代の社会を担う子どもの育成を支援するため、平成22年度から、中学校修了前までの子どもを養育する人に、子ども手当を支給いたしました。従前の児童手当に上乘せし、支給額は、子ども1人につき月額1万3千円であります。また、安心して子育てができる、人にやさしいまちづくりを推進するため、平成21年度の途中から、幼児2人同乗用自転車の購入費の助成をはじめましたが、平成22年度は1年を通じて助成申請を受け、多くの皆様にこの制度をご利用いただきました。その他保育サービス、地域子育て支援サービス等の充実に努めるとともに、児童の虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を設け、学校や子ども家庭相談センターなどと連携を図りながら、個々のケースに対応してまいりました。

次に、「社会保障」であります。低迷する社会経済情勢、少子高齢化の進展のなか、住民皆様が安心して暮らすための大きな支えとして、社会保障の果たす役割はますます重要となっております。このようななか、国民健康保険財政の運営につきましては、高齢化、医療技術の進歩などによる医療費の増加に伴い、年々厳しいものとなっております。保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めるとともに、事業の安定した運営を図るため、法定外繰出しである介護納付金に係る赤字補てんの財政支援も講じて、引き続き、その健全化に取り組みました。なお、国におきましては、医療保険制度の安定的な運営をめざして、後期高齢者医療制度の廃止及び国民健康保険の抜本的な改革について議論されており、新制度への移行につきましては、その動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、福祉医療費助成制度につきましては、老人、乳幼児、障がいを持つ人、母子家庭の人に係る医療費の負担を軽減するため、県が助成する事業に加えて、対象要件等の拡大や自己負担分の助成など、町独自で事業の充実に努めておりますが、平成22年度からは、中学生までの通院・入院医療費を新たに町単独事業の対象とし、さらなる負担軽減を図りました。

次に、「健康づくりの推進」では、「健康づくり」として、従来の「健康いかるが21計画」の「食べる」「動く」「たばこ」「健康管理」の4つの分野に、新たに「休養とこころ

の健康」を加え、「斑鳩町健康増進計画」と改称して、健康づくりの推進に取り組んでまいりました。また、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病につきましては、より良い生活習慣の改善を図ることが大切なことから、保健師や栄養士などによる相談や各種教室、講演会などへの参加を勧めるなど、生活習慣病の予防に努めました。

各種がん検診につきましては、引き続き「女性特有のがん検診事業」として、子宮がん検診は20歳から、乳がん検診は40歳から、5歳刻みの節目の年齢の人に無料クーポン券等を送付するとともに、受診率の向上をめざし、集団検診時の託児所開設や乳がん・子宮がんのセット検診、土曜日検診の実施など、受診しやすい環境づくりに努めました。

さらに、高齢者の健康管理と感染症予防のため、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種費用の全額助成を行うとともに、70歳以上の人には肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を行い、高齢者の死亡原因のひとつである肺炎の予防に努めました。

次に、母子保健事業では、平成20年度に策定した安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン（斑鳩町母子保健計画）に基づき、妊娠期から産褥期、育児期、思春期のそれぞれのステージにおいて、各種健診、健康教育や健康相談を実施することで育児力の向上に努めるとともに、子どもの感染症予防として、5歳未満児を対象にヒブワクチン接種費用の全額助成を実施いたしました。さらに、平成23年2月からは、5歳未満児を対象に小児用肺炎球菌ワクチン接種と、中学生を対象とした子宮頸がん予防ワクチン接種費用の全額助成を実施いたしました。また、「保健・医療体制の充実」として、各種健診や健康相談などの保健事業を実施するとともに、安心して妊娠・出産できる体制を確立するため、産婦人科の一次救急医療体制の充実を図ったところであります。

第3の柱は、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

はじめに、「生涯学習・スポーツの推進」では、生涯学習の機会を提供するため、公民館教室、生涯学習講座等を開催するとともに、その中核的な役割を担う中央公民館の改修工事を行うため、基本設計及び実施設計を行いました。また、町立図書館では、引き続き、蔵書の充実に努めたほか、平成22年5月1日には、開館以来、蒐集に努めた「斑鳩」に関する資料が一定量（3千点）を超えたことから、一般資料と区別し永久保存を行うとともに、住民皆様に気軽に閲覧していただけるよう「聖徳太子歴史資料室」を開室いたしました。

また、子どもから高齢者、障がいを持つ人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる生涯スポーツの振興を図るため、体育協会や総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいかるが」の活動を支援いたしました。

次に、「教育・人づくりの充実」では、「学校教育の充実」として、きめ細やかな教育を推進するため、平成21年度から本町独自で進めている小学1年生の30人学級を小学3年生までと、中学1年生に拡大いたしました。少人数学級を編成することで、子どもたちの個々の状況に応じた丁寧な指導ができるなど、落ち着いて授業に取り組める環境が整えられるとともに、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保することで、子どもたちが充実感をもって学校に通えるような環境整備を図りました。また、外国人英語指導助手の派遣による英会話教育の充実、新学習指導要領へのスムーズな移行、小・中連携教育の実施による郷土や伝統を重んじた道德教育や交流などを進めることにより、個性を生かす教育の充実を図ったほか、特別な支援を必要とする幼児等への相談・助言を行うなど、円滑な就学や不登校防止等に努めたところであります。

さらに、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級の児童生徒への就学の援助を行うとともに、私立幼稚園就園奨励事業や町立幼稚園の保育料減免を行い、就園・就学に伴う経済的な支援に努めました。

また、子どもたちが安全で安心して学校生活を送るために、斑鳩小学校の本館東棟、斑鳩西小学校の本館東棟及び斑鳩中学校北館西棟・体育館の耐震補強工事の実施、及び斑鳩東小学校の校舎・体育館の耐震診断を行い、学校校舎の耐震補強を進めました。

次に、「青少年の健全育成」として、青少年問題協議会などによる夜間を中心とした巡回活動及び青少年の悩み事相談活動等を通して、青少年の非行防止及びあらゆる心の問題の解決に努めるなど、青少年の健全育成を推進するとともに、家庭での教育力の充実・向上を図るため、保護者自らが学習していただく、家庭教育学級を開催いたしました。

また、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能の低下等が指摘されるなか、放課後における子どもたちの安心、安全な活動場所を設けるとともに、子どもたちが地域で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の参画を得て、各小学校において放課後子ども教室を実施いたしました。

次に、「地域文化の保存と創造」では、「歴史文化の保全・継承」として、町内に所在する文化財が適切に保存されるよう、公共事業や個人住宅建築などを行う際に発掘調査を実施するとともに、史跡中宮寺跡整備に伴う発掘調査では史跡公園として整備するため、南門推定地を中心とした伽藍南域のほか東域や北域などの寺域周辺部の確認や、金堂基壇東側等の区画施設の有無を確認することを目的とした発掘調査を実施し、これらの調査成果についての現地説明会を実施いたしました。また、文化財活用センターでは、常設展示以外にも夏季

企画展や秋季特別展、冬季企画展を開催し、各種文化財の情報提供に努めました。

次に、「文化・芸術の振興」では、財団法人斑鳩町文化振興財団を財政面から支援し、施設維持管理及び文化振興事業を合わせた一体的な運営を図り、個性と魅力ある地域文化活動を推進いたしました。また、引き続き「斑鳩の里大学21」などの開催を通して、斑鳩が持つ独自の歴史的文化を大切にしながら、新しい文化・芸術の創造を図りました。

第4の柱は、「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、「市街地・住環境の整備」では、「JR法隆寺駅周辺整備事業」として、本町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として、駅周辺の利便性を向上させることにより、誰もが安全で安心して駅をご利用いただけるように、駅舎のバリアフリー化や駅前広場、駅へのアクセス道路など駅周辺を一体的に整備するものとして、今日まで事業を推進してきております。まず、平成22年度の事業の取組状況として、「駅北口」では、駅周辺道路5号線 町道312号線の整備事業用地として、路線東側において2筆の土地の取得を行い、路線西側においては、計画範囲内と想定される建物等について補償調査を行いました。また、安全・安心に加えて駅前としての景観にも配慮するよう、当該路線では道路拡幅整備と並行して、道路上の電線支持物を地中埋設する、いわゆる無電柱化事業の検討も行っております。次に「駅南口」では、(仮称)法隆寺駅前線、駅前広場の都市計画決定をめざし、計画内容を検討するために必要な資料の作成等に取り組み、地元説明会を開催するなど関係者との合意形成に向けて努力してまいりました。

また、斑鳩町の都市の将来像や土地利用の方針等を定めた「斑鳩町都市計画マスタープラン」につきまして、平成20年度から、公募委員2名を含む策定委員会にて慎重に審議を重ね、平成22年度末に計画の策定を完了いたしました。

次に、「道路・交通体系の整備」では、「都市計画道路の整備促進」として、まず、「いかるがパークウェイ」につきましては、まちづくりの根幹となる道路であり、円滑な事業の整備促進を目的に、国との調整及び地元対応を行ってきたところであります。事業の進捗状況といたしましては、稲葉車瀬区間では、平成21年度に引き続き、道路改良工事が進められ、五百井・興留区間では、地域の用排水計画、道路高など道路構造の具体的な検討がなされ、関係者との協議を進めながら、用地取得の準備を進めてまいりました。さらに、岩瀬橋から三室交差点までの区間では、三室交差点計画や道路構造の検討が進められており、地元自治会と協議を行ってきたところであります。今後も引き続き、沿道地域の住民皆様のご意見をお聞きし、関係機関等とも協議を重ねながら、早期に計画の取りまとめを進められるよ

う努力してまいります。次に「法隆寺線の整備」として、残り1件の未取得事業用地につきましては、今後も引き続いて地権者にご理解をいただけるよう交渉を重ねながら、早期に国道25号との接続ができるよう努力してまいります。

次に、「風景・景観の形成」では、「景観整備計画の策定」として、平成21年度から、「斑鳩町景観計画」の策定に取り組み、公募委員2名を含む策定委員会において審議を重ね、平成22年度末にその策定を完了いたしました。現在、本年10月からの施行に向けて準備を進めております。また、「斑鳩の里の風景の保全」として、法起寺や法輪寺周辺などの自然景観と歴史景観が一体となっている地域において、潤いと安らぎが体感できる風景の形成のため、景観形成作物としてコスモスの栽培を三塔周辺地区の農地所有者のご協力のもとに実施いたしました。

第5の柱は、「安全で快適なまちづくり」であります。

はじめに、「環境保全の推進」では、温暖化をはじめとする地球環境問題は、日常生活そのものに深く結びついていることを認識し、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、生活様式のあり方を見直す必要があることから、「環境教室」や「環境問題学習会」、家庭版ISO「エコいかるがファミリー」や「エコいかるがキッズ」などの啓発事業を実施し、行動を起こす機会の提供に努めました。また、「レジ袋削減に関する環境協定」を、町内7事業所及び斑鳩町商工会と締結し、住民皆様、事業者の皆様、そして行政が連携しながら、地球温暖化防止、ごみ減量化のため、レジ袋削減に向けた取組みを実施いたしました。

また、ISO14001環境マネジメントシステムにつきましては、さらに登録範囲外の施設、部署においてもISO規格に基づいた運用を広げ、行政が率先して、地球環境負荷低減に向けた取組みを行いました。

次に、ごみ処理につきましては、依然として、埋め立て処分場の残余容量の逼迫といった全国的な課題に加え、本町におきましては、焼却施設の老朽化への対応といった独自の課題も抱えており、焼却や埋め立てるごみをいかに削減するかが大きな課題であり、平成22年度において、これまで可燃ごみとして処理していた家庭の剪定くずや刈草の分別収集を行い、公共施設や河川敷等と同様、堆肥化处理に移行いたしました。

また、平成25年度までに30%の世帯で生ごみの分別収集を実施することを目標に取り組んでいる「生ごみ分別収集モデル事業」につきましては、平成22年度では、513世帯をモデル世帯として、生ごみの分別収集、堆肥化处理を実施したほか、「ごみのゆくえ探検ツアー」、「生ごみ堆肥化講習会」などの啓発事業の実施や「家庭生ごみ減量化」、「資源

物集団回収」に対する奨励事業を通して、ごみ減量化・資源化の促進に努めました。

さらに、塵芥収集車の購入に際しまして、地球環境への負荷低減を図るため、電気モーターとディーゼルエンジンで走行できるハイブリッド塵芥収集車を購入し、その車体には、小学生及び住民の皆様から募集いたしました環境標語の中から、いかるがの里クリーンキャンペーン環境イベント参加者の投票で選ばれた最優秀2作品を掲示いたしました。

このような取組みの結果、平成22年度におきましても、順調にごみ減量化・資源化が進み、全国的な課題であります最終処分場の残余容量の逼迫につきましては、一定の貢献ができたものと判断しております。しかしながら、焼却施設の老朽化への対応につきましては、これまで、毎年、計画的な補修整備を進めてまいりましたが、今後、良好な状態で施設運営を維持することが困難と判断し、本町の衛生処理場での焼却処理業務は、平成24年3月末をもって終了し、同年4月から焼却処理業務は委託していくこととしております。

また、し尿処理につきましては、鳩水園の必要な補修整備を行い、適切な維持管理や水質汚濁の防止に努め、適正な運営に努めたところであります。

次に、「防災・防犯」では、災害発生時に、迅速かつ適切な復旧及び復興を行うため、避難所の開設や運営、緊急物資の供給及び仮設住宅の管理等の一括管理を行う被災者支援システムの導入を行ったほか、奈良県防災情報通信設備整備事業交付金を活用して、国民保護関係等の警報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、緊急時における支援体制や情報伝達手段の充実を図りました。

また、防犯灯維持管理等への助成や住民の自主防犯意識の高揚に向けた町民集会を開催し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の形成に努めました。

次に、「上・下水道の整備」では、「上水道整備」として、水道水の安定供給を図るため、三井浄水場や取水井戸の整備、老朽管の更新を行ったほか、災害や水道管事故時に迅速かつ適切な対応を行うため、災害に強い管理システムの整備を進めるとともに、本町の「おいしい水」の啓発を行いました。また、「下水道整備」として、公共下水道整備区域の拡大と水洗化の促進を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めました。

第6の柱は、「にぎわいのあるまちづくり」であります。はじめに、「農業の振興」では、国際的な食糧事情が不安定化する一方、国においては「食料・農業・農村基本計画」の策定により、平成32年度までに食糧自給率を50%にするという目標を定めました。そのためには、国民への食料供給と国土、環境保全の基盤である「農地」を守っていくこと、地域農業の「担い手」を確保していくことが重要であります。新たな「基本計画」においても農業

者の公的代表である農業委員会が公平、公正かつ適正に地域の農地を管理し、有効利用を図っていくことが強く求められています。こうした情勢を踏まえ、本町においては、遊休農地解消に向けた取組みとして、農業委員会において平成21年度に引き続き、耕作放棄地全体調査を実施いたしました。また、農家の高齢化・担い手不足が深刻化するなか、農業委員会でプロジェクトチームを立ち上げ、遊休農地を担い手に集積するための農地流動化推進や地域を担う集落営農の推進について検討いたしました。

また、引き続き、農業委員会において「そば」・「菜の花」・「黒米」・「ジャガイモ」栽培を実証試験展示圃で行いながら、一般の人へ「食」や「農」への理解を深めていただくため、そば、ジャガイモ栽培サポーターを募集し、ともに栽培を行いました。

次に、「商工業の振興」では、景気の低迷が続くなか、町内の商工業者に経営支援サービスの提供活動をしている商工会に対して、引き続き支援を行いました。また、商工会の主催により「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」を開催し、観光ビジネスとして地域振興を担う人材育成の推進を図りました。また、町内商工業者の活性化を促進するために、県が行う融資制度を活用した資金融資に対する債務保証料に対して助成を行いました。

次に、「観光の振興」では、平城遷都1300年祭が開催されたことにより、本町を訪れた観光客は増加しておりますが、拠点通過型の観光では、観光による経済効果が非常に少ない状況となっております。このような状況のなか、中宮寺門前そば等、地域特産物の販路拡大と、地域観光の振興を目的に「斑鳩市」を開催するとともに、斑鳩を訪れる観光客に対し「もてなし」の心を持って、案内業務、観光情報の発信、観光イベントを開催し、観光客の誘致活動を行っている観光協会に対し補助を行いました。また、JR法隆寺駅南北自由通路及びJR法隆寺駅から竜田川、三室山方面等への案内サイン整備や、三井観光自動車駐車場のトイレ改修工事を行うなど、本町を訪れる観光客に町内の観光施設等をより快適に回遊していただくための施設整備に取り組みしました。

最後に、町政の運営に関する施策につきまして申し上げます。はじめに、「住民・行政協働によるまちづくり」では、少子高齢化や高度情報化の進展など社会情勢は変化し、住民一人ひとりの豊かさの概念も変化しつつあります。そのため、行政に対する住民ニーズも複雑、多様化してきており、住民、地域社会と自治体との関わり方も大きな転換期を迎えております。このようななか、住民が主役の町政に向け、住民と行政がともにまちづくりの担い手として真に向き合い、そして連携して取り組む協働のまちづくりの推進が求められております。そうしたことから、住民皆様への積極的な情報提供や職員による出前講座の実施などにより、

住民と行政との相互理解と信頼感を高めることで、公正で開かれた、住民の立場に立った行政を進めてまいりました。

また、これからの新しい時代にふさわしいまちづくりの方向性を示し、多様な住民ニーズに応える地域を確立するとともに、住民の皆様と行政の協働のまちづくりを進めるための指針として、「第4次斑鳩町総合計画」を策定いたしました。今後は、この新しい総合計画のまちづくりの将来像である「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、「財政の健全化」では、自治体は、最小の経費で最大の成果を上げることが求められ、効率的・効果的な経営により、成果として住民福祉の向上を図らなければなりません。町税収入の増収が見込めない状況におきまして、少子高齢化に伴う財政需要に対応するため、町税収入等の滞納整理の強化や、行政内部の改革などに取り組むとともに、積極的に国の補助金、交付金を活用しながら、収支のバランスに努めてまいりました。また、住民皆様に財務情報をよりわかりやすく提供し、住民と行政との情報の共有化を図り、財政の透明性を高めるため、町広報紙、ホームページを通じた行財政情報の提供により、引き続き、財政健全化に対する理解が得られるよう努めました。さらに、新地方公会計制度に基づく財務書類4表の整備に取り組みました。

以上が、平成22年度斑鳩町一般会計に係る主な施策の取組みの概要であります。

次に、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして住民の健康を支えております。しかしながら、長引く景気の低迷から、被保険者を取り巻く社会経済状況は一段と厳しさを増している一方、医療技術の高度化、疾病構造の変化などにより医療費の負担も増加傾向にあり、国民健康保険は全国的にも財政のバランスを保つことが非常に困難となっております。このようななか、歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が28億6,982万2千円、歳出決算額が33億1,068万5千円で、収支差引額は4億4,086万4千円の歳入不足となりました。このため、平成23年度会計において、繰上充用の予算補正措置を行い、決算を終えております。

本町の国民健康保険財政は、3年連続して単年度収支が黒字になるなど、改善傾向は見受けられるものの、これは介護分の赤字に係る一般会計からの補てん、前期高齢者交付金制度によるところが大きく、根本的な財政基盤の強化がなされたわけではありません。今後も、

医療費の適正化と保険税収入の確保に努めながら、後期高齢者医療制度の見直しに伴う医療制度改革に関する動向を十分注視し、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出決算につきましては、歳入決算額、歳出決算額ともに1,605万円で決算を終えました。本特別会計は、法令の規定に基づき、平成22年度をもって終了することから、本年度の実質的な収支で不足していました51万2千円を一般会計から繰り入れることで決算を終えております。なお、この収支不足額のうち医療に係る費用につきましては、平成23年度において、国庫、県から精算交付されることとなっております。

次に、認定第6号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入決算額は350万8千円、歳出決算額が1万8千円で、収支差引額は349万円となっております。財産区財産（下司田池）の管理につきましては、水中曝気ポンプを4月末から11月上旬の約7月間稼働させ、下司田池の水質悪化を防ぎ、良好な生活環境の保全に努めました。

次に、認定第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。公共下水道事業は、快適な生活環境と公共用水域の保全に向けて整備区域の拡大と水洗化促進を図り、歳入決算額、歳出決算額ともに11億2,395万9千円で決算を終えました。まず、公共下水道の整備では、平成22年度から2ヶ年の継続事業として、本町の主要な幹線にあたる稲葉汚水幹線工事に着手し、面整備工事では、神南3丁目、龍田2丁目、龍田西6丁目、龍田南2丁目、興留4丁目地内等において、約11ヘクタールの整備を完了し、整備済みの面積は162ヘクタールとなりました。また、公共下水道への接続では、平成22年度に221件の接続申請をいただき、申請総数は2,244件、接続率は61.7%となり水洗化の促進に努めました。

次に、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。介護保険事業は、介護を必要とする人やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、また介護が必要な状態とならないよう、介護サービスの安定的な供給や介護予防事業に努めてまいりました。歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が16億7,163万8千円、歳出決算額が16億6,124万4千円、収支差引額は1,039万4千円の歳入超過となりました。なお、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金に係る超過交付分は平成23年度会計において償還することとし、一方、交付不足分は追加交付を受けることとなっております。

次に、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、平成20年4月から新たな医療制度として後期高齢者医療制度が始まりました。町では、加入者にとって身近な窓口として、保険料の収納管理のほか、保険証の引渡し、加入などの申請や届出の受付などを行い、医療サービスの安定的な提供に努めております。歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が2億7,632万6千円、歳出決算額が2億7,608万4千円で、収支差引額は24万2千円の歳入超過となりました。この歳入超過は、平成22年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料や保険料の還付未済に係る奈良県後期高齢者医療広域連合からの受け入れとなっており、平成23年度会計に繰越したうえで、出納整理期間中に収納のあった保険料については、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するとともに、保険料の還付未済については、被保険者に還付してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、国において、その医療制度の廃止及び新たな医療制度が検討されており、今後、その動向を十分注視してまいりたいと考えております。

次に、同意第10号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてであります。現委員の清水建也氏の任期が、平成23年10月26日をもって満了となることから、引き続き、清水建也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の和田佐知子氏の任期が、平成23年11月11日をもって満了となることから、引き続き、和田佐知子氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても、あたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君）　ここでお諮りいたします。本日提出されています議案について、ただいま、町長から総括提案説明を受けましたので、日程26．同意第10号、日程27．同意第11号の2議案を除く、町長提案の19議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君）　異議なしと認めます。よって、これより議事日程に従い議事を進めて

まいります。

日程 7. 議案第 23 号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） ちょっと教えてもらいたいんですが、3 月 31 日をもって廃止された王寺周辺広域圏 7 町共同の予防接種事故調査会、それがまあ廃止されたので、今回各町でということなんです。その今までの内容、例えば広域で行っておられた調査会その委員の人数とか、それとかまたその費用弁償、当然、広域圏の 7 町で負担されてたんだと思うんですが、広域圏のその経費というものの、一応各町から集められた経費だと思いますし、その費用弁償はどのようにされておったのか、それらについてお願いします。

○ 議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○ 住民生活部長（乾 善亮君） ことしの 3 月 31 日まで広域 7 町で委員会という形で、調査会という形で設置をしておりましたときのメンバーにつきましては、11 名のメンバーで構成をされておりました。その報酬といいますか費用でございますが、これは報償費、お礼という形で 1 万 7,700 円の報償費が支払われております。実際には、この事案は平成 8 年に 1 回、平群町の健康被害があったということで開催をされております。同一事案で、この方の、被害にあった方の障害児養育年金の請求をするのに、平成 22 年に 1 回が開催されているということで、2 回、平成 8 年と平成 22 年度に 1 回ずつ開催されたということでございます。

○ 議長（嶋田善行君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） ただ単に、単純計算したら、11 名で広域圏でそういう調査会を開いておられたという、それを各町でということですから 7 町ですね。別々にということで、斑鳩町のその内容を見させていただいたら、委員は 8 名、この後の議案でその費用弁償のことも議題として上げていただいているんですがね。それらの単純計算したところ、全体でやってるほうが私は合理的、またはそういう調査、複雑な調査になりますので、各町でその 8 名でされるより、その広域圏からの選出されている調査の方たちのほうでやっていただくのが合理的な、そういう被害ですか、それについての調査はできるんじゃないかなと、そのように単純に思うんです。それはまあ、いろんな事情があつて、広域圏の 7 町の広域圏、王寺周辺広域圏の 7 町ですね。そこの事情でそれを廃止されたので、あえてそれを各町がするようになったのかなあと。このことについて、広域圏のそこにおられます方たちで、その事情があつてのことだと思んですが、私は今度のこの要旨とか、先ほどの町長の提案説明で、

「より合理的に調査を行うため各町で調査会を設置することになりました」と、ちょっと表現が理解しにくいんじゃないかなと。このもの自体には何ら異論はないんですよ、設置してもらわな困るんですから。だから、この表現がちょっと合理的に調査を行うため各町でやるのが、その人件費も高くてくるはずなんですよ。それらについてはどのようにお考えなのか、お示し願いたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） これにつきましては、以前、3月31日に広域圏にやっていたということでございますけれども、その健康被害のあった市町村がその状況をやはり一番よく把握できているということで、事務局のほうで1町が事務局が担当するわけですが、その事務局がその被害のあった市町村にその事情を逐一聞かなければならないということがございますので、そういった事情で事務的に合理的にやっていくためには、やはり各市町村でやっていただいたほうがいいのではないかとということで、おっしゃっている費用面では確かに広域でやっていただいたほうが費用的にも高いということがあるんですけれども、そういった事情を市町村が深く、各市町村がよく把握できているということから、こういう形になったということでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 部長、そういうぐあいに見方をされてますけどね、この広域7町というのは物すごく近いんですよ。その各町が事情を一番よく知っているというより、一番よく知っているのはその近隣の町なんですよ。もし、そういう事故が起きた場合はね。だから、その点では何もその合理的に事情がよくわかるように、そしたら、そういう議論だったら広域圏でなぜそういうものを設置してきたのかと。何年から設置したんだと、そういう議論をしなければいけないと思います。広域圏は別の団体と違いますからね。だから、合理的な点もあるけど、不合理な点もある。そういう意味で、私は質問というか意見を申しあげているだけなんですけどね。そういうことは差しおいて、いろいろなそういう広域でされてたことを、なぜ、今の部長の答弁では私は納得はできないなとは思いますが、この設置はぜひ必要ですので、この議案に対しては何らもうほかに質問はないので、これで終わっておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第23号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 8．議案第 24 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 24 号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第 24 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 9．議案第 25 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 25 号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第 25 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 10．議案第 26 号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 26 号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第 26 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 11．議案第 27 号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第 27 号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第 27 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 12．議案第 28 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14 番、木澤議員。

○14 番(木澤正男君) この保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、基準日を学校のほうとずれていたのを統一をするという、この改定自体について別に異議はないんですけども、今回、こうして日付が変わることによって、例えば今、保育料を払っておられる方が来年もう一度同じ今の歳の保育料を払うという事態が発生してくるのではないかと、いうふうに思うんですが、この改正によってそうした制度の矛盾というんですかね、影響を受ける対象者というのは町内にどれぐらいいらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長(嶋田善行君) 乾住民生活部長。

○住民生活部長(乾 善亮君) 今現在、保育所に通っておられる方で 4 月 2 日生まれの方は

お一人おられます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした方の保育料の負担というのはどういうふうになるんでしょうかね。今、何歳になるかちょっとわかんないんですけども、例えば今、2歳児の方でしたら本来でしたら来年3歳児の保育料というふうになるんですが、もう一度2歳児の保育料を負担するということになる、その方だけ不利益を受ける形になってしまうかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） このお一人おられる方につきましては、今現在、保育料の徴収額が0円でございますので、この方については来年度、どうなるかは今ちょっとわかりませんが、不利益はと言いますか、影響はないというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、今の段階でこの改定によって町民の方で不利益を受けるという方はおられないというふうに今確認をさせていただきましたが、どういう状況になるかは、例えば転入等によってそうして新たに入ってきて来られる方によって、この制度改定のはざまに入り込んでしまう方が今後出てこないとも限らないというふうに思うので、そうした方が、もし、今年度中に発生した場合に、町としては、その緩和をするといった考え方なんかはお持ちなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今現在おられる方は、当然、影響はないということなんですけど、今、質問者がおっしゃったように今年度中に転入されて来られる方があるかもわかりませんが、その方については、当然、来年度も年齢によっては、ことしと同じ金額になってしまうと、年齢が変わっても階層が変わっても、同じ金額でいくということがあるかもわかりませんが、今回のこの4月1日の改正につきましては、国の保育所の運営国庫負担金の改正ということでございますので、この改正については、いわゆる緩和措置というのはとられておりませんので、当町としてもその緩和措置は考えておりません。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今のその部長の答弁です、ちょっと斑鳩町としてはそういう答弁が返ってくると思ってなかったのも、非常にちょっとびっくりしたんですが、これまで、いろいろそうした制度が改定される際に、不利益を受ける人がないようにということで、以

前にも保育料の改定があった際にも調整をしていただいていたと。今回につきましても、国のほうでそういう施策がないということですが、例えば町長の裁量などで、こうした保育料の調整なんかはできるのではないかなと。なおかつ、今の現時点で対象者がおられないということで、もし今後発生しても予想されるのは少数であろうと思われる中で、今の段階で、もうそういうことを考えないんだという答弁については、私はまったく納得はできないなというふうに感じています。この議案につきましては、また委員会等でも十分に精査をされると思いますので、私もその議論を見守りたいと思いますが、今、部長の答弁については、私は納得できないということを申しあげて終わりたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私も今の同僚議員の質問に対して、部長答弁はちょっと情けないなと。その間の暫定的な費用がどれぐらい差があるんやと、今、試算してもわかると思うんですがね。やはり、そういう、今、この9月議会に上程されているので、施行は確かにそら4月1日となっておりますけどね、その間はやはり何とか考えてもらいたいなと思います。それと、同じような質問になるんですがね、私はもっと素朴なあれなんですけど、そうしたら今まで、この要旨にあるようにクラス分けはどのようにされておったのかな。それで、単純に考えて、今、費用面については0円という答弁いただいているからその方は別段余り変わりがないということで答弁されてますけど、その子どもはどのクラスへ今度また入れるのかなと、現在おられるとかね。それは、どのように移行していかれるのかな。まあまあ、私の孫も保育所へ預かってもらってますけどね、今、そのクラスへ迎えに行ってる。そうしたところまた同じクラスに迎えに行かな、その対象の子どもがね。なるんじゃないかなという疑問があるんですよ。そうしたときに、どのように対応していかはるのかなということ、ちょっと教えてもらいたいなと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） クラス分けにつきましては、当然、この学校教育法に基づく年齢区分でクラス分けをしておりますので、従来と変わりはありません。これの改正につきまして、要するに保育料の決定における年齢区分ということでございますので、クラス分けにつきましては変わりありません。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） クラス分けについては、もともとからそういうことはやってないと、だからまあ安心しましたので。先ほどの同僚議員のほうは何とか考えてやってください。そ

れを申しあげておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第28号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 議案第29号 消防ポンプ自動車購入についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 先ほど、総務委員長の事前でのこの議案についての中身で少しふれていただきましたが、17年経過してということをお聞きしてるんですが、この町長の提案説明で整備計画に基づきと、車両整備計画に基づきということで、きちっとした基本、耐用年数というんですか、入れ替えの、更新の、それがあつるかと思つてるんですが、それは一応、何年というぐあいにしてあつて、現在、入札されたのは17年経過しているという、当然それを経過しているんだろうなと思うんですがね。それと、今後、他の分団にも2台ずつあります。ポンプ車ともう1台のね、ありますので。それとか第3分団にもう1台あります。そんなんで更新年数というのが決まつていて、何年というような計画で、どれぐらいの間隔で更新されていかれるのか、ちょっと教えてほしいなと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 消防ポンプ自動車の耐用年数でございます。一応、消防車両計画に基づく耐用年数はポンプ車は15年となっております。また、もう1台、輸送車がございます。これにつきましては、17年の基準を設けております。ただ、今回、17年とポンプ車の更新が17年になっておりますのは、ポンプ車の性能が以前よりはよくなつてきているという中で2年延長して17年で更新をかけたものでございます。あと、ポンプ車の更新状況についてでございますけれども、第1分団では、平成30年が更新年次予定でございます。また、第2分団のポンプ車でございますけれども、これは平成26年に更新予定をしております。それから、あと、輸送車関係でございますけれども、第1分団の輸送車では平成26年、第2分団の輸送車では平成25年、そして第3分団の輸送車は平成24年というふうに予定をいたしているところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 一応、その更新の計画では、ポンプ車が15年、輸送車が17年とい

うことで、今、答弁していただいた1分団の平成30年ということは、15年の更新時期で30年と考えたらよろしいですね。そのときに、その性能的な部分、それまでにも一応15年が基本になっていて、いろいろな使い方というんですか、そのときの機械物ですから、やはり不都合なものもありますので早まることもあると。それは消防団からのいろいろな話で、要請で、検討していくと。まだ15年も来てないから、いや入れ替えはできないとか、そういうような扱いではちょっとこういう非常時の車ですので、それらは弾力的にやっていただけるということを確認してよろしいですかね。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 基本的には、この基準整備計画に基づきますけども、今おっしゃいましたように車両等の状況によりましては、早めることもありうると考えております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

13時まで休憩いたします。

（午前12時2分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続いて日程14．議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第30号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15．議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第31号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16．議案第32号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第32号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17. 議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第33号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18. 議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。ただいま、議題となっています議案第34号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19. 認定第3号から日程25. 認定第9号までの7議案は、いずれも平成22年度各会計にかかる決算認定案件であります。よって会議規則第37条の規定により、7議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、日程19. 認定第3号 平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程20. 認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程21. 認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程22. 認定第6号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程23. 認定第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程24. 認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程25. 認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました7議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、認定第3号から認定第9号までの7議案に関する総括質疑を終結いたします。ただいま議題となっています7議案につきましては、予算決算常任

委員会に付託いたします。

続いて、日程 26、同意第 10 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、同意第 10 号については委員会付託を省略いたします。理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、同意第 10 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてご説明をさせていただきます。

現委員の清水建也氏の任期が平成 23 年 10 月 26 日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

同意第 10 号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 23 年 9 月 1 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 北葛城郡王寺町畠田 7 丁目 7 番 4 号

氏 名 清水建也

生年月日 昭和 30 年 2 月 13 日

なお、同氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長(嶋田善行君) お諮りいたします。同意第 10 号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、同意第10号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程27. 同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、同意第11号については委員会付託を省略いたします。理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてをご説明させていただきます。

現委員の和田佐知子氏の任期が平成23年11月1日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

同意第11号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて
標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目2番41号

氏 名 和田佐知子

生年月日 昭和34年2月10日

なお、同氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。同意第11号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、同意第11号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程28. 陳情第5号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第5号は厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程29. 陳情第3号 ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書についてを議題とし、これより討論を行います。委員長報告は、不採択であります。

初めに、本陳情書を委員長報告どおり不採択とすることに反対の議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書につきまして、委員会での不採択の委員長報告に対しまして、反対の立場で意見を申しあげたいと思います。

これにつきましては、委員会へ継続審査となっております。その間に町が回答したことについて、観光ボランティアガイドの皆さんのご意見をお尋ねした上で、議会としても判断をしていこうということになっておりました。そして、その後、8月4日受け付けとしましたガイド活動に伴う駐車料金の照会に対する回答書というものを観光ボランティアの皆さんのほうから出していただきました。私は、この回答書につきましては、何度も読み返しました。ラインも引かせていただいております。この中で感じたことは、本当にこの回答書は真摯なものであって、ボランティアガイドの皆さんのことが本当に手に取るようによくわかる内容のものでした。そして、この問題を考えるに当たりまして、私自身のことも申しあげたいと思います。そもそも、この問題に対しましては、私も疑問を持っておりました。厚生常任委員会は、夏に3つの行事のお手伝いに参加をさせていただくんですが、私はもう14年経験をさせていただいております。あくまでも職員のお手伝い、職員が目や手が届き切らないところをフォローする。そして、参加された皆さんに事故がないように、また、満足して喜んでいただけるように、こんな思いでずっと参加をしていますが、私はこれまで車で行って場所を取らずにバイクで行こうと、そういう気づかいをしたつもりなのに、それに対して突然、一昨年、車と同じ100円の2日分、200円を徴収されました。遊びに行くわけでもなく、町のため、町民のため、頑張ろうとしている私は頭にきましたので、その場で納得できないと言いながら、お金は払いましたがとても気分が悪くて情けない思いをいたし

ました。それと同じようなことではないかなというふうに、今回の件は、私自身は感じています。一生懸命、町の観光を盛り上げていこう、斑鳩町を宣伝するのに自分たちも少しでも役に立とう、力になろうと考えて頑張っている方にとっては、とても気持ちのいいものではありません。金額の多寡ではないのです。斑鳩町の姿勢の問題です。また、斑鳩町は観光について今後どのような施策をとって課題を克服していくのか、重要な局面を迎えているというふうに私は考えています。観光ボランティアガイドの皆さんの力もお借りして、もっとコミュニケーションをとって、観光の発展に向かって同じ気持ちで力を合わせていかなければならないというふうに考えているのに、そんなときに出てきたこの陳情については、私は慎重に取り扱いをすべきだと思っています。

また前段の続きですが、昨年、私が心身障害者ふれあいの集いに参加したときも、バイクで行って200円徴収されましたが、行事が終わって帰宅した後に職員がその200円を返しに来たのです。腑に落ちない町の内規の取り扱いに、私はこの不安定な運営を感じておりました。ちなみに、ことしはバイクで行って徴収はされませんでした。このように対応が変わると余計に町が信頼関係をなくします。例え200円でも、2年前に払ったものは、私は間違ったまま観光協会、すなわち町が収納してしまっているのかどうかもわかりません。お互いに信頼関係を築いていくにはこういうことがあってはならないというふうに考えています。議会議員は、住民の苦難や要求に寄り添いながら活動することが重要であると考えています。特に、財政問題も重要です。できるのか、できないのか、この重要な判断のポイントでもあります。今回の件は、財政問題もクリアできるというよりも、もっと斑鳩町に観光客が来てくださって、斑鳩町の観光が発展するように頑張るために必要と考えれば、ボランティアさんとのコミュニケーションを重要視し、育成にも力を入れていくべきであるというふうに考えます。残念ながら、現状では町の姿勢にそれが見えてきません。私は、私たちは、町行政すなわち町長に追従、追認する機関ではなく、住民の代表として住民の要求にできるだけ応えていけるようにしていかなければなりません。内規の徹底も不完全なまま、何でも一緒にしてしまってお金を取るというのでは、後で困る現象が出てくることも指摘しておきます。私は住民の要求にこたえる立場として、ボランティアガイドさんたちから提出のあった陳情書を支持し、委員会の決定に反対の立場をとらせていただきたいと思います。

最後に、委員会でも意見があり、町長も一定の答弁をしておられました補助金のあり方や使い方についても、この問題に限らず、今後もさまざまな分野で十分な整理をしていただきたいと思いますということもあわせてお願いを申しあげまして、私の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。議員皆様のご理解を心からお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本陳情書を委員長報告どおり不採択とすることに賛成の議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、陳情第3号 ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書について、不採択の立場から意見を申し上げます。

斑鳩の里観光ボランティアの会の方々におかれましては、日ごろ当町を訪れる観光客の方々にガイドを行っていただいております。また、斑鳩の里への思い、貢献度につきましては十分理解しており、感謝を申しあげる次第でございます。町では、法隆寺観光自動車駐車場のご利用につきましては、平成20年4月から法隆寺iセンターを利用していただく方、及び斑鳩の里観光ボランティアの方々、会の方々にも、1回100円を徴収されています。この駐車料金を無料にというご要望でございます。観光駐車場は水道事業のように公営企業法の適用義務はないものの、観光駐車場、観光自動車駐車場という性格から公営事業として企業経営の観点に立って運営されるべきであります。したがって、駐車料金の設定にあつては、他の公民館使用料などとは性格の異なるものであり、受益の程度に応じた料金を徴収しなければならないものであります。言いかえますと、駐車場の利用はすべて住民がそのサービスの提供を受けられるというものでもなく、特定の個人だけが利用されるものであり、公平の原則に立って駐車場を利用される方が駐車場の管理運営を負担していただかなければならないものであります。そのようなことから、駐車料金を無料にすることは適切ではないと考えます。また、観光駐車場は公民館や他の公共施設とは違い、観光の方々はもちろん、法隆寺iセンターをご利用いただいていることから、できる限りお客様のご利用を優先されるべきと考えます。この減免措置の見直しに至った経緯からしてもそういう特別な団体扱いをしてしまうことは、今後またいろいろな意見も出てくるだろうとも予測されます。以上のことから、自動車をご利用の場合は、町からの回答ありましたように、役場東側の駐車場を無料で利用していただけるようにされていますので、そちらを利用していただけないかと思えます。

最後に、観光ボランティアの会での、改善措置がないか、また観光協会会長である町長にも改善の方法がないのか、お互いに精査をしていただくことを意見として申し添えます。

以上、本陳情書について、不採択の立場から意見といたします。

議員の皆様のご理解をよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本件に対する委員

長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決いたします。

本陳情書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（嶋田善行君） 起立少数であります。よって、陳情第3号については、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明9月2日から9月5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後1時22分 散会)